

第5編 計画の推進体制

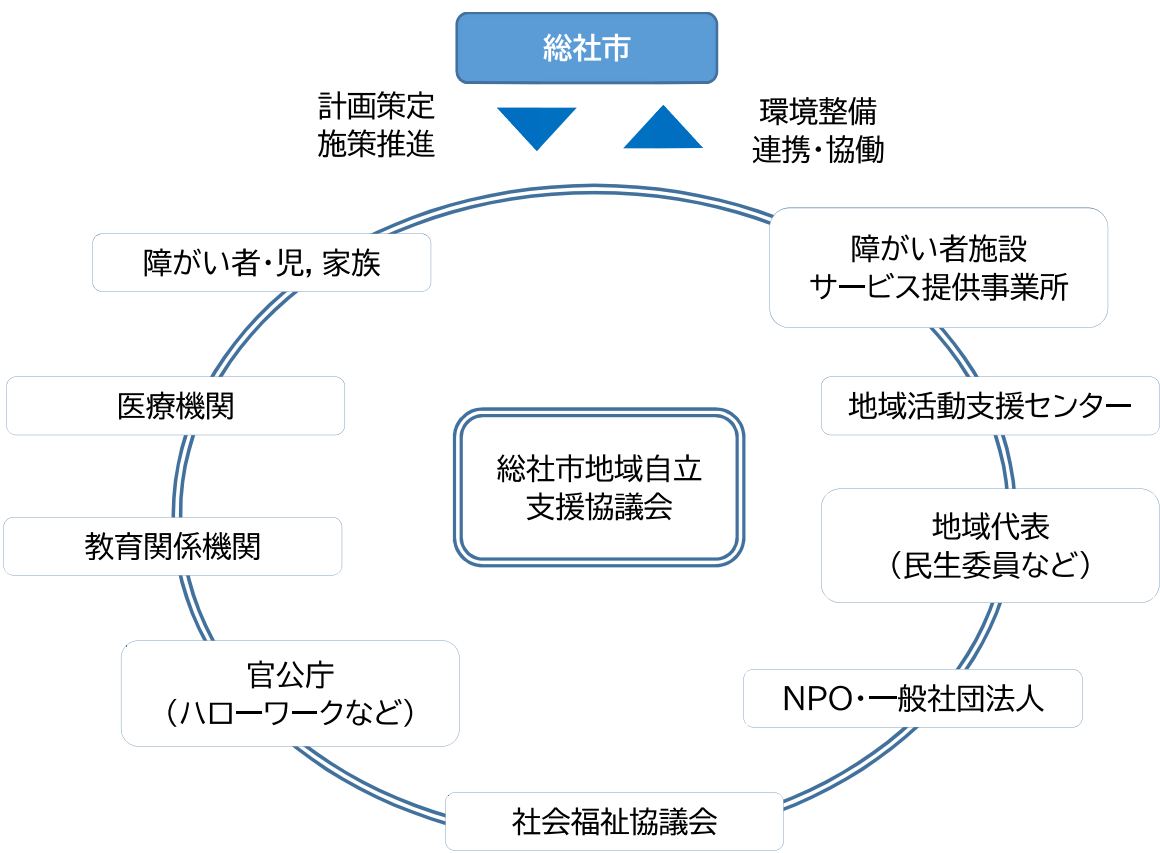
第1章 関係機関等との連携

第2章 計画の進行管理

第1章 関係機関等との連携

障がい者の地域生活や一般就労への移行を進めるためには、地域の様々な関係機関・団体との連携が不可欠です。そのため、地域自立支援協議会を中心にハローワークや高齢・障害者雇用支援センター、企業や事業所などの就労に関わる各種団体・機関、医療機関などの保健医療の専門機関、サービス事業者、障がい者団体やボランティア、自治会などの地域組織等、様々な関係機関・団体との連携・協働に努めます。

<関係機関等との連携図>



第2章 計画の進行管理

1 計画の見直し

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画については、国が3年を1期として計画を策定することを基本とし、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間における計画策定の基本指針を設定し、障害福祉サービス等の見込量等について定めており、令和8（2026）年度には令和9（2027）年度からはじまる計画に向けて見直しを実施することとされています。

これに伴い、本市においても令和8（2026）年度には、障がい者計画の後半にあたる、令和9（2027）年度からはじまる障がい福祉計画及び障がい児福祉計画において、障害福祉サービス等の見込量等について定める予定です。

令和8（2026）年度の国の基本指針等の見直しにあわせて、社会情勢の変化や地域の実情等を鑑みながら、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の見直しを実施し、これにあわせて障がい者計画と各計画における整合性を図れるよう努めていきます。

2 計画の進捗管理

障害者総合支援法では、計画に定める事項について定期的に調査、分析・評価を行い、必要があると認められるときは、計画の変更、その他の必要な措置を講じることとされています。本計画についても、掲げた目標を達成するためには、それまで実施してきた施策の効果や達成度を検証し、計画内容に変更が生じることがあります。その際には、関係機関と連携して、総社市障害者施策推進協議会を定期的に開催し、計画策定後の進捗管理を行いながら、計画の進捗管理や調整を適宜行っていきます。